

著作権の保護期間はどうあるべきか

——TPP交渉を契機に考える——

新 谷 由紀子*
菊 本 虔**

抄 錄 著作権保護期間の20年延長問題については、日本では主に国際的な制度の協調の視点から議論が行われてきた。しかし、反対論が優勢で文化審議会で検討課題とされて以降約10年にもわたって変更されることはなかった。今般、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉でにわかに著作権保護期間の延長が焦点となり、この機会にその問題点について再考した。そもそも著作権は独占権を与えることでインセンティブを付与する一方、保護期間を限定することで、究極的には文化の発展という公益を増進させるということが目的である。この意味で保護期間は著作権を成立させる根本的な要素であり、慎重な検討が必要である。米国の裁判では、保護期間延長が表現の自由に対する制約の強化につながることも指摘された。本稿では、著作権保護期間に関する本質的な問題と現代社会への影響を考え合わせ、安易に著作権保護期間の延長を実施することの問題点を明らかにした。

目 次

1. はじめに
2. 日本における著作権保護期間の検討
3. EUと米国における保護期間延長の理由
 3. 1 EUの場合
 3. 2 米国の場合
4. 米国におけるエルドレッド対アシュクロフト訴訟
 4. 1 原告側の主張
 4. 2 連邦最高裁の法廷意見と問題点
5. 近代著作権法の制定
 5. 1 アン法の制定
 5. 2 米国著作権法の誕生
 5. 3 ベルヌ条約の締結
 5. 4 著作権法の正当化理論
6. おわりに

1. はじめに

現在進められているTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉では、知的財産権の保護が残

された最大の課題と報じられているが¹⁾、その中で米国が著作権の保護期間の大幅な延長を主張しており、複数の参加国もこれに歩み寄る姿勢を示し、反対するのは日本だけになったという経過も伝えられている²⁾。これまで日本は著作権に関して欧米の動向に影響を受け、それにならってきた。しかし、欧米の後を追い、著作権を強化する道をたどるだけよいのだろうか。この機会にもう一度著作権制度の意義を問い直してみる必要はないのか。TPP交渉を契機に、著作権保護期間はどうあるべきかについて、著作権の保護期間が本来持つべき意義やその位置づけの検討をもとに論じることしたい。

2. 日本における著作権保護期間の検討

著作権の保護期間については、2005年に「著作権法における今後の検討課題」（文化審議会

* 筑波大学 准教授 Yukiko SHINYA

** 筑波大学 名誉教授 Hitoshi KIKUMOTO

著作権分科会)が取りまとめられた中で、「欧米諸国において著作権の保護期間が著作者の死後70年までとされている世界的趨勢等を踏まえて、著作権の保護期間を著作者の死後50年から70年に延長すること等に関して、(中略)検討する³⁾」とされ、今後の検討課題の一つに挙げられた。そもそも一般の著作物において著作者の死後50年を保護期間と定めたのは1970年であるが、その後1990年代半ば頃から著作権審議会・第1小委員会などにおいて70年への延長問題が議題に上がっていた⁴⁾。さらに2008年に同分科会の「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会」が本件に関する中間整理(以下「中間整理」という。)を取りまとめている⁵⁾。しかし、2011年の「文化審議会著作権分科会 報告書」においても、保護期間延長問題については、「今後、様々な状況の変化を踏まえつつ、関係者による建設的な検討が行われるような議論の場を設ける必要がある⁶⁾」とされ、現在まで結論に至っていない。2008年の「中間整理」には著作権の保護期間に関する複数の論点が提示され、様々な意見が出されていた⁷⁾。この議論の論点と意見を一部抜粋しまとめたものが表1である。全体を見る限り、保護期間延長に反対する理由が多く、優勢である。

「中間整理」の記載にあるとおり、保護期間延長の検討に入った主な理由は「世界的趨勢等を踏まえて」ということであるから、最大の論点は、欧米に協調する著作権制度を作るために著作権保護期間を70年に延長することが、本来の著作権法の目的である「文化の発展に寄与すること」に反するのではないかという点になる。

国際的には日本は1899年に「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約(以下「ベルヌ条約」という。)」に加入しており⁸⁾、「この条約によって許与される保護期間は、著作者の生存の間及びその死後50年とする(7条)⁹⁾」とされる現在の条文の保護期間を遵守してい

る。また、1948年にベルヌ条約で最低50年の期間が選定された理由として、その逐条解説では次のように記されている。「著作者とその直系の子孫の平均的な生存期間即ち3世代が含まれるのが公正かつ正当であると、考えた国が多かったのである¹⁰⁾。」表1の冒頭でも、保護期間を論じるのに著作者の子孫の利益を考慮している。

一方、後述するように、近年は、著作者個人が著作権期間延長によって自己又は子孫の利益の確保を要請するというよりは、例えば映画の著作権を有する米国の大企業が著作権保護期間の延長の強力なロビー活動を行って自らの利益拡大を図っているということの方が大きな影響を及ぼしている。このような産業界の利益拡大の圧力が増し、また、国際的な協調制度のためという形式的整備の要請がある一方で、著作権保護期間の制限には表現の自由を含む根本的かつ重要な課題が存在する。米国においてはすでに保護期間は70年に延長されているが、このことについて極めて興味深い訴訟があった。以下、保護期間延長に関する外国の状況をみながら検討を行う。

3. EUと米国における保護期間延長の理由

3. 1 EUの場合

1993年のEU指令¹¹⁾では、ベルヌ条約で著作者の死後50年が原則となっていた著作権の保護期間が死後70年に延長された。この指令に従つて域内各国が国内法や規則等を整備する期限は1995年7月1日とされた。

延長の理由は、一つは、加盟各国の保護期間の相違は自由な商品の移動とサービスの提供の妨げとなる傾向があり、域内市場の円滑な運用という観点から、保護期間の統一化を図るべきものとされたことによる(前文(2))。また、当時加盟国の多くはベルヌ条約の定める基準に則

表1 「中間整理」における著作権保護期間の延長に関する主な論点の整理

論点	延長賛成	延長反対
各国の延長について	<ul style="list-style-type: none"> ・共通ルールに則るべき ・死後50年では創作者以降の1世代の生存中に保護期間が切れる場合もある ・中長期的には、模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）の提唱国といった世界の先進国、リーダー国として発言していくのではないか 	<ul style="list-style-type: none"> ・死後すぐに生まれた子供が大学卒業まで25年。保護期間はそれで十分で孫世代まで収入保障をする必要はない ・祖父が偉大だからといって孫・ひ孫を保護するのが社会正義なのか ・日本の著作権の国際収支は年間6,000億円の赤字 ・巨大なマーケットとなり得るアジア・アフリカ諸国（保護期間：50年）との連帯を準備すべき
国際的な制度調和について	<ul style="list-style-type: none"> ・日本で保護期間が切れて海外で切れない状態であると、音楽の配信事業者が契約を拒否する恐れがある ・日本で最初に著作物を公開すると保護期間が短くなるので日本では最初に公開しないと判断する者が出て著作物の空洞化につながる ・保護期間の確認などの管理コストが増加し流通を阻害する 	<ul style="list-style-type: none"> ・実際には保護期間の相違でビジネスが止まることはありえず、日本のマーケット価値で判断するはず ・著作物利用の際には著作権や没年の調査は保護期間が異なるかどうかに関わらず必要であり、管理コスト増にはならないはず ・契約等によって制度の違いをクリアしており、具体的な問題が生じるのかは疑問
文化の発展に与える効果について	<ul style="list-style-type: none"> ・オリジナリティの高い作品を手厚く保護することが重要。安易に過去の表現を借用した作品が大量に流通しても豊かな文化芸術の発展にはならない 	<ul style="list-style-type: none"> ・土台となる過去の文化遺産を利用することができる状況を整えることが重要 ・文化は評価を受けられないことを大前提にすれば文化の発展は情報の豊富化である ・新たな創作は先人の作品を土台とした部分が9割、オリジナリティは1割という意見がある。延長は創作の機会を奪う
創作意欲への影響について	<ul style="list-style-type: none"> ・わずかな収益増加であってもインセンティブが高まるることはあり得る。映画・アニメでは投資増が期待できる ・財産権が存続していることは人格権を守るために意義がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・死後の年数と出版点数との関係を調査した結果、20年延長してもその間の出版点数の増加は1～2%程度。この程度の増加が創作の誘因になるかは疑問 ・没後に価値が上昇する書籍は例外的なケースで、それを前提として全員の制度を作るわけにはいかない ・死後の著作物の保護期間延長は創作インセンティブとは無関係 ・保護期間延長によって作品が利用されにくくなり、死後読み継がれる機会が減るのであればそれこそ創作を軽視することだ ・人格的利益の確保のためには保護期間延長という手段でなければできないことなのか議論はあり得る
コンテンツ事業者等を介した文化創造サイクルへの影響について	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽出版社では50年、70年使われる傑作の資金を元手に新しい才能を発掘していく創造サイクルを循環させることができる。レコードやアニメ制作も同様 	<ul style="list-style-type: none"> ・70年延長してごくわずかなヒット曲から収入を得たいという気持ちもわかるが、それ以外の大半のヒットしないものについての保護期間延長が問題
公有による文化創造サイクルへの影響について	<ul style="list-style-type: none"> ・保護期間内でも手続きを取れば利用方法の革新は起きる ・制約することが、侵害しないように新たな工夫をするインセンティブになるのでは ・翻案権は延長せず他の支分権を延長するに分けて考えれば、創作を加えることで自由に使えるということになり、新たな創造行為の契機になるのではないか 	<ul style="list-style-type: none"> ・米国ではパブリックドメイン化された作品の方が多く出版されている（独占から解放されたことにより利用が拡大） ・パロディ等の二次創作作品は著作権が切れる付近から急増し再創造が起きている ・ネットワーク化の下で一億総クリエーターといわれる中、パブリックドメインの意義が高まっている ・過度な著作権保護は批判精神やパロディを抑制し、創作のチャレンジ精神や将来の表現力を失わせる恐れがある ・翻案と複製の区別が困難で、複製は70年、翻案は50年と支分権ごとに分けて考えるのは困難
文化の発展への影響に関する各論点の関係について	<ul style="list-style-type: none"> ・相当期間経った著作物で流通しているものは全体のごくわずかな部分に過ぎない。逆に言えば、著作権が切れたとしても使われるものは全体のごくわずかであり、保護期間を延長することによって利用者に生じる損失も、ごくわずかということ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごく一部の巨匠のような場合を念頭に置いて、残りの大多数の著作物についても著作権保護を及ぼしてしまうことが問題。すでに十分儲けている少数の者のために保護期間を延長する必要があるのか

り著作者の死後50年を保護期間としていたが、ドイツは著作者の死後70年と定めており、保護期間を統一するとなると、現に権利者が享受している保護を縮小することはできないため、長期の保護期間に合わせて調和をはかるとした（前文(9)）。

さらに、ベルヌ条約で規定された著作者の死後50年という期間は、著作者及び子孫の最初の2世代を保護することを意図していたが、平均寿命が伸びたことにより、この期間ではもはや2世代をカバーするのに十分ではなくなったとする（前文(5)）。こうした考え方の背景にあるのは、後述するヨーロッパ大陸法系の各国で有力な、right of the author（著作者の権利）重視の考え方による自然権による著作権の正当化理論である。しかし、仮に自然権的アプローチに立つとしても、それだけで保護期間が著作者を含めて3世代にまで及ぶことが正当化されるとするのには、表1の「各国の延長について」の論点で批判があるとおり無理があると考える。

3. 2 米国の場合

米国の著作権法に関する歴史はリーファー¹²⁾の著書に詳しいので、主にそれをもとに概略を見てみると次のとおりである。米国では、1790年に初めて著作権法が制定された。1790年法では、著作権の保護期間は14年で、一度だけ更新が認められ最大28年保護された。その後、連邦議会は主として国際的協調の要請と産業界の要望に応じる形で頻繁に延長を繰り返すことになる。1976年法では、個人著作物は著作者の死後50年、職務著作物は公表後75年まで延長された。そして、1998年、米国連邦議会は、著作権の保護期間を20年間延長するソニー・ボノ著作権保護期間延長法（Sonny Bono Copyright Term Extension Act, 以下「CTEA¹³⁾」という。）を成立させ、保護期間はさらに20年延長される

こととなった¹⁴⁾。

著作権保護期間の延長に関しては、当時の米国においても、一部の学者や、インターネット上でパブリックドメイン（公有領域：特許・著作などを誰でも許可なく利用できる領域又は状態）入りした著作の公開を行う団体や個人などから根強い反対があった。それにもかかわらず、ディズニーやタイムワーナーなど、映画の著作権を有する大企業は、ミッキーマウスなどが当時の職務著作権の保護期間であった発行後75年間の期限切れを間近にして保護期間延長を目指し、連邦議会の関連する有力議員に対するロビー活動を強力に展開するようになった。その際の主要な論拠となったのは、米国の産業政策である。延長論者たちは、保護期間の延長は米国の著作者の利益になるばかりでなく、すでに保護期間が70年に延長されていたEUとの調和を図ることが米国の貿易収支の改善に役立つと主張して、連邦議会の説得に成功した。

インターネット上でパブリックライブラリー（無料で公開）を運営していたエリック・エルドレッドは、1999年に著作権が消滅するはずのいくつかの文芸作品を当該パブリックライブラリーに登載する準備をしていたが、CTEAが制定されたために著作権の保護期間が20年伸び、予定していた文芸作品の公開ができなくなった¹⁵⁾。エルドレッドらは、CTEAが米国憲法に違反しているという宣言判決を求めてコロンビア地区連邦地方裁判所に提訴した。裁判は、連邦最高裁判所まで争われたが、その判決が2003年に下された¹⁶⁾。このエルドレッド対アシュクロフト（司法長官）訴訟は、前述の経緯から別名ミッキーマウス訴訟とも呼ばれたが、そこでの議論は著作権法の本質に触れており、著作権の保護期間の在り方を考える上で意義深いばかりでなく、日本の著作権法の解釈にも大きな示唆を与えてくれる。日本では保護期間延長が専ら著作権法の目的である「文化の発展」に与える影響

を中心に論じられるのに対し、米国では憲法に定められた「表現の自由」に踏み込んで論じられているという点で興味深い。

4. 米国におけるエルドレッド対アシュクロフト訴訟

4. 1 原告側の主張

エルドレッドら非営利活動をしていた者たち対アシュクロフト訴訟において原告側代理人を務めたのはスタンフォード大学の法学教授ローレンス・レッシグであったが、主要な論点は2点あった。なお、この訴訟の概要については、レッシグ本人の著書¹⁷⁾ や横山^{18), 19)} の考察に詳説されている。

論点の第一は、CTEAが著作権保護期間延長を既存の著作物にまで遡及適用させたことが、憲法の著作権条項（第1章第8条第8項）の趣旨に反するというものであった。保護期間の遡及的延長が認められるのであれば、連邦議会は延長立法を繰り返すことにより、事実上永久著作権を作りだすことができることになり、憲法の著作権条項で定める一定期間（for limited times）の意味がなくなるという主張である²⁰⁾。

論点の第二は、憲法修正第1条に関係する。同条は信教・表現・出版・集会の自由、請願権に関して定めたものである。レッシグら原告側は、CTEAは内容中立的（content-neutral）な表現の自由に対する規制であって、こうした規制にふさわしい、より厳密な司法審査を実施すべきであり、CTEAはそのような合憲性審査により違憲と判断されると主張した²¹⁾。内容中立規制とは、米国の判例理論に基づいて体系化された「二重の基準（double standard）」の理論に基づくものである。この理論は、芦部²²⁾によると、「経済的自由」の規制立法と対比して、「精神的自由」に対する規制立法は、近代国家における民主主義を支える権利として、より厳格な

基準によって審査されなければならないとする理論である。さらに、この「精神的自由」の中の「表現の自由」に対する規制の中に、「表現内容規制」と「表現内容中立規制」が含まれる。「表現内容規制」とは、ある表現の内容そのものを理由として規制する（例：国の秘密情報の公表の規制など）ものであるのに対して、「表現内容中立規制」とは、表現の内容に直接かかわりなく規制が行われる場合（例：病院・学校近くでの騒音の制限、一定地域・建造物での広告掲示の禁止、一定の選挙運動の自由の制限など）をいう。つまり、CTEAはこの表現内容中立規制に該当し、違憲であるというのが原告側の主張であった。

しかし、2003年1月、連邦最高裁は、以上の二つの論点に関して、いずれも原判決維持の判断を下し、原告側の主張を斥けた。以下、連邦最高裁の多数意見である法廷意見を中心みてみることとする。

4. 2 連邦最高裁の法廷意見と問題点

論点①：現行の著作権の存続期間の延長は米国憲法第1章第8条第8項の著作権条項の「一定期間」との要件に反するか。

法廷意見は、保護期間延長の効果を遡及させなければ延長立法が制定される少し前に書籍を販売した著者にとって不平等となること、また、延長しても依然として保護期間は限られているのであるから原告が懸念するような永続的な著作権の保護を認めることにはならないことを主張した。ただし、この論点は既存の著作物にまで遡及適用を認めるか否かということに限定しており、保護期間延長問題の本質的な争点とはいえない。問題は次の論点②である。

論点②：現行及び将来の著作権のさらなる20年の期間延長は米国憲法修正第1条で保障された表現の自由に反するか。

法廷意見では、もともと著作権法には憲法修

正第1条との調整が組み込まれているとする。その調整の一つは、「思想・表現二分論 (idea-expression dichotomy)」で、著作権による保護の対象となるのは表現であって思想ではない、すなわち、著作者の表現を保護しながら、事実に関する自由なコミュニケーションを許すことによって憲法修正第1条と著作権法の間の調整をもたらしている。

もう一つの憲法修正第1条との調整は、米国著作権法第107条に規定された「フェアユース (公正利用)」の抗弁である。それにより、公衆は著作物に含まれた事実や思想のみならず、表現自体も一定の目的の下に使用することが認められる。

つまり、本件の事案の場合のように、連邦議会が伝統的な著作権保護制度の大枠を変更していない場合、さらなる憲法修正第1条に基づく審査は不要であるとする。

以上が論点②に関する法廷意見の主張であるが、以下主にこの②の問題点について検討する。

法廷意見では、著作権の保護期間の問題が持つ重要性を認識していなかった。結局、原告側の主張である「表現内容中立規制」に関する批判に正面から向き合わなかったのである。この点について、横山²³⁾は、CTEAによって一般国民は著作物を模倣する自由をより長期にわたって制約されることになるが、個々人の自己実現的な価値や政治的意見表明の自由が阻害されることはないしながらも、オリジナルな創作に未熟な一般大衆にとって、翻案創作（既存著作物の表現を利用しつつ新たな表現を付け加えて自己の個性を發揮すること）の自由を制約することが表現活動自体の否定につながってしまうとする。また、翻案創作は、パロディなど時に政治的意見表明の場において重要な役割を果たすとも指摘する。表1の「公有による文化創造サイクルへの影響について」の論点でも、特に翻案権の期間延長についての弊害が懸念されて

いるが、横山は「現代の著作権法が複製権に加えて翻案権の保護も認めた以上、著作権が模倣的表現規制であることを理由として、著作権の保護期間延長立法を一般の表現の自由規制と区別して取り扱うことは許されない²⁴⁾。」としてその立法は厳格に審査されるべきであると指摘する。

翻案権ならずとも、著作物が著作者の生存期間とさらに死後70年間、その内容にかかわらずすべて一律に原則複製等が許されないのであるとしたら、実際には著作権を侵害していない場合であっても、その疑惑を抱かれることを心配したり、委縮したりして、自己の表現はますます限定され、不自由になるだろう。

つまり、著作権という権利を「思想・表現二分論」と「フェアユース」により制限するのみでは、憲法で保障された表現の自由を十分に享受できないということがこの判決の問題点であった。中山も、「著作権が他人の表現を制限する要素を含んでいながらも正当化されるのは、著作権の制限規定の存在、思想表現二分論によるアイディアの自由、それに保護期間の有限性を挙げることができ、そのような意味で保護期間というものは重要な意味を有している²⁵⁾。」とする。著作権法の存在が正当化される根拠として、著作権の制限規定の存在、思想表現二分論によるアイディアの自由、それに保護期間の有限性の三つを挙げるのは正当であると考えるが、これら三つの中でも、保護期間の有限性については、近代著作権法の最初の制定法であり、米国憲法の著作権条項にも大きな影響を与えたアン法 (Statute of Anne) の制定経緯とその内容を見ると、特別の意味を持っていると考えざるを得ない。以下、アン法とその影響を受けた米国憲法の著作権条項をもう一度振り返るとともに、著作権法のそもそもの意義について考えてみたい。

5. 近代著作権法の制定

5. 1 アン法の制定

これまで著作権法は、人の表現を複製し、伝達するための新しい技術への対応とともに進展してきたといわれる^{26), 27)}。最初の近代著作権法であるアン法が英国で制定された際にも同様であった。当時の歴史についてリーファー²⁸⁾の著書をもとに概説すると次のとおりである。1476年に英国に初めて印刷機が導入されて以降、異教や政治革命に関する思想の流布を恐れた国王は、1543年、すべての者に免許なしで、また、公的な検閲官の許可を得ずに出版することを禁じた一方、ロンドンの印刷業者と書籍販売業者の団体である書籍業カンパニー（Stationer's Company）に対して出版独占権を付与した。これにより、書籍業カンパニーは大いに私腹を肥やした。1695年に出版に関する公的免許が満了すると、書籍業カンパニーは、新興出版社との競争にさらされることになった。連邦議会は、経済恐慌と混乱の到来を予測する書籍業カンパニーの陳情を受け入れて、1709年、当時のアン女王の下に通称アン法といわれる著作権法を制定した（1710年4月施行²⁹⁾）。アン法の正式の名称は、次のとおりである。

An Act for the Encouragement of Learning, by Vesting the Copies of Printed Books in the Authors or Purchasers of such Copies, During the Times therein mentioned³⁰⁾ (一定の期間、印刷された書籍の原稿の著作者又は購入者にその権利を帰属させることにより、学問を奨励することを目的とする法律)

アン法は、書籍業カンパニーの意見を聞き入れて制定されたものであるが、その内容は、最初の近代著作権法と呼ぶにふさわしい特質を備えていた。すなわち、同法の目的は、その正式の名称にあるとおり、知識の普及を図ることに

あった。

また、同法は、書籍業カンパニーに登録することを条件として、書籍業者ではなく、著作者又はその権利の譲受人に新しく出版する書籍についての14年間の独占出版権を与えた。もし最初の期間の満了時に著作者が生存していればさらに14年間の保護期間が与えられた。英國で生まれた初めての近代的な著作権法は、三つの特質、すなわち、法の目的を知識の普及という公益のためとしたこと、そのための手段として著作者に印刷、複製の独占的権利を与えたこと（インセンティブ）、しかしながら、他方では、著作権の保護期間を有限として公益との調整をはかったこと、を備えることによりスタートしたことは意義深い。しかも、その中でも、著作権保護期間の有限性に関する規定は、そもそもそれがなければ著作権法が成立しないという意味で、最も根本的な重要性を有しているといえる。

5. 2 米国著作権法の誕生

前述のとおり、米国憲法には、第1章第8条[連邦議会の立法権限] 第8項に、著作権法の根拠条項が設けられている。「著作者（中略）に対し、一定期間その著作（中略）に関する独占的権利を保障することにより、学術（中略）の進歩を促進する権限（下線は筆者が付与）」これが著作権条項と呼ばれるもので、アン法の精神を忠実に受け継いでいる。

連邦議会は、この憲法に規定する権限に基づいて、1790年に最初の米国著作権法を制定したが、アン法と同様に、著作権の保護期間を14年とし、最初の14年間の保護期間が終了するときに著作者が生存している場合には、さらに14年間の保護期間が与えられた^{31), 32)}。

著作権の有限性に関する規定は、そもそも、著作権法を成立させる根本的な条件であり、米国でも同様の理念が流れているといえる。

5. 3 ベルヌ条約の締結

ヨーロッパ諸国では18～19世紀にかけて著作権の保護に関する法律が作られたが、各国が陸続きで接し合うため、国境を越えた著作権保護のために、19世紀後半から、二国間条約による相互保護が行われてきた³³⁾。1886年9月9日、10か国がスイスのベルヌに集まり、ベルヌ条約が作成された。ベルヌ条約は、その第1条に、「…著作者の権利の保護のための同盟を形成する」とあるとおり、著作者の権利（right of the author）に重きを置いて作成されている。1989年には米国もベルヌ条約に加盟している³⁴⁾。米国は、そもそもアン法の理念を受け継いだ法体系であったが、国際的協調の要請と前述のような映画産業などの大企業の圧力により、近年は著作者の権利に重点を置いた政策がとられ、保護期間の延長が繰り返されている。

5. 4 著作権法の正当化理論

ベルヌ条約と、英国のアン法や米国法の理念とを比較すると分かるように、一般に、著作権法の規定の仕方として、大陸法諸国の自然権法理とコモンロー諸国の功利主義法理の2種類が知られている（表2）。前者は著作物は著作者の精神から派生したものであり、その人格の表現物であることから、著作者の能力と努力の成果である作品に対する著作者の権利は自然権として認められるべきであるとする考え方であり、後者は社会発展のために有意な知的成果物の創作を促進するためのインセンティブとして独占的権利を創作者に付与すべきであるとする考え方である³⁵⁾。

自然権法理は今日でも、著作権を根拠づける有力な理論として取り扱われている。しかし、例えば、実定法上著作権の保護期間が一定期間とされ、その期間が過ぎれば権利が消滅することについて合理的に説明することができないな

どの難点がある。一方で功利主義法理では、著作権は制定法により与えられるものであり、その具体的な権利の内容は議会が憲法の範囲内で定めるとするので、理論と実態の間で齟齬が生じない。

つまり、著作権法の運用実態の面から見ると、功利主義法理のほうが根拠づけとして合理的であるといえるのである。

表2 大陸法系のベルヌ条約と米国憲法・著作権法との主要な特色の比較

	ベルヌ条約パリ改正条約（1971年）	米国憲法・著作権法（1787・1790年）
著作権保護の目的	文学的及び美術的著作物に関する著作者の権利を保護すること	学術の進歩を促進すること
著作権の性質	著作物は人格の表現として自然権を認め（自然権的法理）=著作者の権利としての著作権（right of the author）	創作の促進のためのインセンティブとして独占的権利を付与（功利主義的法理）=複製権としての著作権（copyright）
著作権保護期間	著作者の生存期間とその死後50年間	最初の発行から14年間と更新後の14年間
著作権が成立する要件	著作権の享有及び行使には、いかなる方式の履行も要しない（無方式主義）	著作権の主張のためには表示が、侵害訴訟の提起には登録が必要（方式主義）
著作者人格権の規定の有無	規定あり	規定なし

（備考：米国著作権法はアン法を忠実に受け継いだものであるので、表としてはベルヌ条約と米国法の比較のみを取り上げた。）

6. おわりに

CTEAは米国の著作権保護期間延長法であるが、日本に無縁であるとはいえない。それどころか、冒頭に述べたとおり、現在進行中の米国とのTPP交渉で、日本は米国から著作権保護期間を70年に延長するよう迫られていることが報道されている。米国やEUのように著作者の死後70年を原則とするような保護期間の延長について、どのように考えるべきかについてまとめ

ると次のようになる。

①日本において著作権保護期間の延長は主に文化の発展との関連において論じられてきており、著作権が表現の自由を侵害する憲法に関する問題であるとの議論はほとんど浮上してこなかった。しかし、CTEAをめぐる裁判で問題となったように、日本においても保護期間延長は表現の自由の規制の一つである「表現内容中立規制」にあたり、特に翻案権を中心とした自由権の侵害の懸念は重大な問題となる。また、表1の「文化の発展に与える効果について」の延長反対意見にもあるとおり、新たな創作でもオリジナリティは1割に過ぎないという指摘もあり、著作権の持つ独占的な強い権利が長期に及ぶことが表現の自由の脅威になることを再認識すべきである。

②エルドレッド対アシュクロフト訴訟におけるブライヤー判事の反対意見の中では、当該事件のために行われた調査が紹介されており（連邦議会調査サービス（Congressional Research Service）報告書），それによれば、「55～75年が経った著作権のうち、商業的価値を保有しているのは2%に過ぎない³⁶⁾」とされる。これについては表1の「文化の発展への影響に関する各論点の関係について」でも、「ごく一部の巨匠のような場合を念頭に置いて、残りの大多数の著作物についても著作権保護を及ぼしてしまうことが問題。」との指摘がある。商業的利益を上げる少数の者のためだけに保護期間を延長する必要があるのか。時間が経過して商業的価値がほとんどなくなったその他の学術作品等を研究者や愛好家が自由に利用していくことが盛んになることの方が文化の発展に寄与するといえるのではないだろうか。

③著作権保護期間延長賛成意見では、著作者の権利を主張する自然権法理に重点を置いて語られる場合が多い。しかし、本稿に示したとおり、自然権法理は実定法との齟齬を生じる面も

あり、著作権法の根柢としては公共の利益を高めるための創作インセンティブの高揚という功利主義法理の考え方の方が合理的運用が可能となる。この観点からみれば、保護期間の延長については公益に重きを置いて極めて慎重に対応すべきである。なお、近年は著作者個人よりも産業界の圧力によって保護期間が繰返し延長されるという社会現象が起きている。これでは、自然権法理に基づいた判断とも言い難い。産業界の要請に基づいて制定されたのは最初の近代著作権法であるアン法も同様であるが、それでも当時の保護期間は出版後14年である。それが今日著作者の死後70年まで延長されることについて公共の利益になるのか、という観点から根本的に再考するべきである。

④アン法の時代と異なり、現代では、情報通信技術の飛躍的な発展によって、過去の書籍をはじめ、映画や音楽などの利用を極めて容易に行うことができるようになっている。利用を妨げている障害は継続する著作権である。大半の著作者にとって、僅かの使用料を得るよりも、自らの思想・感情が広く伝達されることの方がおそらく本意であり、それこそがまさに著作物の本質的な意義なのではないだろうか。これは表1の「創作意欲への影響について」でも、「死後読み継がれる機会が減るのであればそれこそ創作を軽視することだ」との指摘もある。また、著作物に一定の条件を付して自由な使用を許可するプロジェクト「クリエイティブ・コモンズ」などの活動の広がりも、こうした著作者の心情を裏付けているといえる。

⑤著作物については容認できる程度の期間が経過すれば、それらを利用した多様な著作物が急速に生まれることによって、文化の発展がより見込まれるものと考えられる。翻案について考えてみても、例えば、サン=テグジュペリの著作権が日本で2005年に終了したことにより、それまで『星の王子さま』の翻訳が一種類のみ

であったものが、ほとんど一斉に様々な翻訳が出現して話題となった。これなどは、比較的早期に保護期間が終了することによってかえって文化全体の発展が促進された顕著な事例といえる。

⑥保護期間延長の賛成派である産業界の側の立場として、産業政策として考えた場合であっても、日本の著作権使用料の国際収支は、2000年以降においても一貫して大幅な赤字を記録し続けており、2013年には約6,200億円の赤字を記録している^{37)、38)}。このような状況で保護期間を延長しても日本の赤字が増大することにつながるだけで、中山³⁹⁾などの指摘があるとおり、産業政策上保護期間の延長はむしろ不利となると考えられる。

⑦TPP交渉では米国などから日本に対して延長を強く迫られていると報道されているが、著作権法の趣旨から考えて、一部の大きな声に押され、ほとんど議論することなく自動的に欧米に追随して保護期間を延長する手法を取るべきではないと考える。

著作権保護期間の議論に関しては、再度著作権法の本来の目的に立ち返って、国民的議論により慎重に検討されることが強く望まれる。

注 記

- 1) 日本経済新聞、朝刊15面、2015.2.16
- 2) 朝日新聞、朝刊5面、2014.7.12
- 3) 文化審議会著作権分科会、著作権法に関する今後の検討課題（2005.1.24）
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/toushin/05012501/002.htm（参照日：2015.3.20）
- 4) 文化審議会著作権分科会 過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会、中間整理、pp.51～53（2008.10.1）
- 5) 文化審議会著作権分科会 過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会、中間整理（2008.10.1）
- 6) 文化審議会著作権分科会、報告書、pp.20～21（2011.1）
- 7) 詳細は日本知的財産協会ウェブサイト「会員専用ページ」→『「知財管理」誌』→「付録」
(<http://www.jipa.or.jp/kaiin/kikansi/chizaikanri/furoku.html>) に付録として掲載。
- 8) 作花文雄、詳解 著作権法（第4版）、p.558（2010）
ぎょうせい
- 9) 著作権情報センター、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約パリ改正条約（抄）
http://www.cric.or.jp/db/treaty/t1_index.html
(参照日：2015.3.20)
- 10) クロード・マズイエ（黒川徳太郎訳）、ベルヌ条約逐条解説、p.51（1979）著作権資料協会
- 11) WIPO Database of Intellectual Property Legislative Texts, European Community (1993)
<http://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/eu/eu023en.pdf>（参照日：2015.3.20）
- 12) マーシャル・A・リーファー（牧野和夫監訳）、アメリカ著作権法、pp.9～20, 325～326（2008）
レクシスネクシス・ジャパン
- 13) Pub. L. 105-298, § 102 (b) and (d), 112 Stat. 2827-2828 (amending 17 U.S.C. §§ 302, 304)
<http://copyright.gov/title17/92chap3.html>（参照日：2015.3.20）
- 14) 横山久芳、ジュリスト、No.1244、p.268（2003）
- 15) 横山久芳、学習院大学法学会雑誌、Vol.39、No.2、p.26（2004）
- 16) Eric Eldred, et al., Petitioners v. John D. Ashcroft, Attorney General, U.S. Sup. Ct, No.01-618 (2003)
<http://www.copyright.gov/docs/eldrdedo.pdf>
(参照日：2015.3.20)
- 17) ローレンス・レッシグ（山形浩生、守岡桜訳著）、FREE CULTURE、pp.251～300（2004）、翔泳社
- 18) 横山久芳、学習院大学法学会雑誌、Vol.39、No.2、pp.19～97（2004）
- 19) 横山久芳、ジュリスト、No.1244、pp.268～273（2003）
- 20) 横山久芳、学習院大学法学会雑誌、Vol.39、No.2、p.27（2004）
- 21) Eric Eldred, et al., Petitioners v. John D. Ashcroft, Attorney General, U.S. Sup. Ct, No.01-618 (2003)
<http://www.copyright.gov/docs/eldrdedo.pdf>
(参照日：2015.3.20)
- 22) 芦部信喜、高橋和之補訂、憲法（第4版）、pp.101, 182～184（2007）岩波書店
- 23) 横山久芳、学習院大学法学会雑誌、Vol.39、No.2、

- pp.55～58 (2004)
- 24) 横山久芳, 学習院大学法学会雑誌, Vol.39, No.2, p.68 (2004)
- 25) 中山信弘, 著作権法, p.342 (2007) 有斐閣
- 26) マーシャル・A・リーファー (牧野和夫監訳), アメリカ著作権法, p.6 (2008) レクシスネクシス・ジャパン
- 27) 作花文雄, 詳解著作権法 (第4版), p.23 (2010) ぎょうせい
- 28) マーシャル・A・リーファー (牧野和夫監訳), アメリカ著作権法, pp.6～7 (2008) レクシスネクシス・ジャパン
- 29) Catherine Colston, Jonathan Galloway, Modern Intellectual Property Law, 3rd ed, p.280 (2010), Routledge
- 30) Faculty of Law, University of Cambridge, Statute of Anne
http://www.copyrighthistory.org/cam/commentary/uk_1710/uk_1710_com_272007105424.html (参照日: 2015. 3. 20)
- 31) U.S. Copyright Office, U.S. Copyright Act of 1790
<http://copyright.gov/history/1790act.pdf> (参照日: 2015. 3. 20)
- 32) マーシャル・A・リーファー (牧野和夫監訳), アメリカ著作権法, p.9 (2008) レクシスネクシス・ジャパン
- 33) 文化庁長官官房著作権課, 著作権テキスト 平成27年度, p.2
http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/h27_text.pdf (参照日: 2015. 7. 1)
- 34) 小林正, カレントアウェアネス, No.125, CA642 (1990)
<http://current.ndl.go.jp/ca642> (参照日: 2015. 3. 20)
- 35) 作花文雄, 詳解著作権法 (第4版), p.41 (2010) ぎょうせい
- 36) Breyer, J., dissenting, Eric Eldred, et al., Petitioners v. John D. Ashcroft, Attorney General, U.S. Sup. Ct, No.01-618 (2003)
<http://www.copyright.gov/docs/eldredd1.pdf> (参照日: 2015. 3. 20)
- 37) 経済産業省, 通商白書2014, p.47
http://www.meti.go.jp/report/tsuhaku2014/2014_honbun_p/pdf/2014_01-02-04.pdf (参照日: 2015. 3. 20)
- 38) 朝日新聞, 朝刊7面, 2015. 2. 14
- 39) 中山信弘, 著作権法, p.344 (2007) 岩波書店

(原稿受領日 2015年3月20日)